

「南東北さくら館 指定短期入所サービス利用契約」重要事項説明書

社会福祉法人南東北福祉事業団
(南東北さくら館 指定短期入所事業所)
当事業所は障害者総合支援法に基づく短期入所事業所です。
(郡山市指定 第 0710300823 号)

※当事業所では、利用者に対して指定短期入所サービスを提供します。
当サービスの利用は、原則として介護給付の支給決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◇◆目次◆◇

1. サービスを提供する事業者	2
2. 利用事業所	2
3. サービスに係る設備等の概要	3
4. 職員の配置状況	4
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減	6
6. 身元引受人	12
7. 利用者の記録や情報の管理、開示について	12
8. 苦情の受付について	12
9. 緊急時における対応方法	13
10. 非常災害対策	13
11. 事故発生時の対応	14
12. 身体拘束の禁止	14
13. 虐待防止のための措置	14
14. ハラスメント防止のための措置	15
15. 業務継続計画の策定等	15
16. 感染症の予防及びまん延防止のための措置	15
17. 合意裁判管轄について	15

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 南東北福祉事業団
所在地	福島県郡山市日和田町梅沢字丹波山3-2
電話番号	024-968-1010
代表者氏名	理事長 渡邊 貞義
設立年月日	平成9年10月7日

2. 利用事業所

事業所の種類	指定短期入所事業所・令和4年4月1日 福島県 第0710300823号
事業所の名称と目的	南東北さくら館 指定短期入所事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）に基づき、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所サービスの提供を確保することを目的とする
主たる対象者	身体障害者
事業所の所在地と連絡先	福島県郡山市日和田町梅沢字丹波山3-2 024-968-1010
施設長（管理者）	石部 英宣
事業所の運営方針について	1 事業所が実施する事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な保護を適切に行うものとする。 2 事業の実施にあたっては、利用者の必要な時に必要な指定短期入所の提供ができるよう努めるものとする。 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の居宅支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 4 前3項のほか、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成25年1月18日厚生労働省令第4号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。
開設年月日	平成11年4月1日
利用定員	10人
法人が行っている他の事業	指定障がい者支援施設 令和3年4月1日 郡山市 0710300849号 指定生活介護事業所 平成30年10月1日 郡山市 0710300369号 介護保険事業（施設、在宅）
第三者評価の実施状況	無

3. サービスに係る設備等の概要

(1) 居室の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	10室	設備：洗面台、トイレ、クローゼット、床頭台、エアコン、テレビ、壁時計
合計	10室	

*利用者の心身の状況や居室の空き状況により居室を決定するため、ご希望に沿えない場合もございます。

(2) 居室以外の施設設備の概要

当事業所では、居室以外に下記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、指定障害者短期入所事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

施設設備の種類	室数	備考
医務室	1室	
浴室	4室	大浴場1室、個浴3室
デイルーム	4ヶ所	
機能訓練室	1室	
静養室	1室	
相談室	1室	

(3) 居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により事業所でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

(4) 1回のご利用ごとに料金をお支払いいただくサービス

ご利用サービス	利用料金
1. コピー代	白黒10円/枚 カラー50円/枚

*上記は、介護給付費の給付対象とならないため、ご利用の際は、利用者に別途利用料金をお支払いいただきます。

(5) 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ①気分が悪くなったときは、すみやかに申し出てください。
- ②入所生活の規則は障がい者支援施設日課表のルールを守り、施設の利用者の迷惑にならないようにしてください。また、サービス従事者及び他の利用者等に対する暴力、暴言、セクシャルハラスメント等の著しい不信行為もしないようにしてください。
- ③他の事業所と共有している設備は、他の利用者の迷惑にならないように利用してください。
- ④施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者や身元引受人及び連帯保証人等に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただくことがあります。
- ⑤施設内外を問わず、サービス利用中は禁煙です。喫煙をした場合には、契約を解除いたします。

4. 職員の配置状況

従事者の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

当事業所では、利用者に対して「生活介護」と「施設入所支援」を提供する者として、下記の職種
の従事者を配置しています。

【障がい者支援施設 南東北さくら館】

職 種 及 び 職 務 内 容	常 勤	非常勤	指定基準
1. 施設長（管理者） 常勤にてもっぱら施設の業務に従事し、施設職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行ないます。	1名		1名
2. サービス管理責任者 施設障害福祉サービス計画の作成業務のほか、従事者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行います。	1名 以上		1名
3. 生活支援員（介護職員） 利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。	26名 以上		15名
4. 看護職員（看護師、准看護師） 主に利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。	5名 以上		3名
5. 理学療法士 利用者の生活の質・動作・身体能力の維持向上に向け支援を行います。	1名		1名
6. 管理栄養士 利用者の栄養管理や献立作成を行います。	1名		1名
7. 生活相談員（社会福祉士） 施設の利用申し込みに係る調整、利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。	1名 以上		
8. 医師 利用者の健康診断、健康管理及び療養上の指導を行います。		1名	

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：4週6休、週37.5時間）で除した数です。

（例）週7.5時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（7.5時間×5名÷37.5時間＝0.95名÷1名）となります。

≪その他、専門的な支援等に係る従事者の配置状況≫

職 種	
1. 生活支援員等の直接サービス提供に関わる職員 （生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士等）	<p>① 当事業所では、上記のとおり指定基準上求められる職員の配置を上回る職員体制で、より質の高いサービス提供に努めております。</p> <p>②-1 当事業所では、「生活支援員」として常勤で配置している職員のうち、10人以上が社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士であり、専門的なサービス提供に努めております。</p> <p>②-2 当事業所では、一定の現場経験年数を有する職員を配置する等、質の高いサービス提供に努めております。</p>
2. 理学療法士（作業療法士、言語聴覚士、医師（個別的な機能訓練を実施する医師））	当事業所では、理学療法士等1人により利用者ごとの希望や必要に応じて作成する計画に基づいた個別的なリハビリテーションを提供しております。

<主な職種の勤務体制（標準的な時間帯における最低配置人員）>

職種	勤務体制
1. 生活相談員	日勤： 8：30～17：00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番： 7：30～16：00 3名以上 遅番：10：30～19：00 3名以上 夜勤：16：30～ 9：00 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤： 8：30～17：00 1名以上 夜勤：16：30～ 9：00 1名
4. 理学療法士	日勤： 8：30～17：00
5. 管理栄養士	日勤： 8：30～17：00
6. 医師	週1回

☆土日祝日は上記と異なります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減（契約書第3条、第4条参照）

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 介護給付費等から給付されるサービス
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただくサービス（①以外のサービス）

があります。

(1) 当事業所が提供するサービスと利用料金

以下のサービスについては、**食費・光熱水費を除き、サービス利用料金全体のうち一部が介護給付費等の給付対象となります。**事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者は、利用者負担分として、**所得金額に応じてサービス利用料金全体の一部の額を事業者にお支払いいただきます（応能負担といえます）。**

なお、ご負担いただく金額については、**市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載されています。**

○ 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

①サービスの概要

i 「介護」 一適切な技術をもって、利用者の心身の状況に応じて自立支援／日常生活支援の充実のための介護等を提供します

- ・・・排泄の自立に必要な援助や、おむつの交換を行います
- ・・・離床、着替え、整容その他日常生活に必要な支援を適切に行います
- ・・・週2回以上の入浴または清拭を行います

*利用者の身体の状況と希望等を伺った上、出来る限り自立して清潔保持が可能となるよう目指し、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施します。

ii 「食事の提供」

- ・・・利用者の心身の状況や嗜好を考慮し、年齢と障害の特性に応じた栄養及び内容の食事を、適切な時間に提供します。当事業所の食事時間は次のとおりです、

朝食（7：30～）、昼食（12：00～）、夕食（18：00～）

iii 「健康管理」

- ・・・常に利用者の健康状況に注意し、健康保持のための適切な支援を行います。
服薬管理は、当事業所の看護職員と相談の上、行います。

*利用者が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。(診察費ならびに送迎に係る費用を、一部ご負担いただく場合がございます。)

医療機関の名称	一般財団法人 脳神経疾患研究所 附属 総合南東北病院
所在地	郡山市八山田7丁目115番地
診療科	脳神経外科・神経内科・外科・内科・整形外科等
医療機関の名称	一般財団法人 脳神経疾患研究所 附属 南東北医療クリニック
所在地	郡山市八山田7丁目161番地
診療科	脳神経外科・神経内科・外科・内科・整形外科・歯科等
医療機関の名称	一般財団法人 脳神経疾患研究所 附属 南東北眼科クリニック
所在地	郡山市八山田7丁目166番地
診療科	眼科

*利用者の病状急変等の緊急時は、速やかに医療機関への連絡等を行います。

iv 「相談及び援助」

- ・・・当事業所では、常に利用者の心身の状況や、生活環境等の的確な把握に努めます。
また、利用者や身元引受人及び連帯保証人等に対し、適切な相談対応、助言、援助等を行い、常に連携を図ります。

②サービス利用料金（1日あたり）

ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費、光熱水費といたします。

連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとし、連帯保証人の負担は、極度額 200,000円とします。

《福祉型強化短期入所》

以下の状態のいずれかに該当する者等が利用している施設において短期入所を提供した場合

【スコア表】

人工呼吸器、気管切開の管理、鼻咽頭エアウェイの管理、酸素療法、吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る）、ネブライザーの管理、経管栄養、中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）、皮下注射、血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む）、継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）、導尿、排便管理、痙攣時における坐薬投入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置

I 【南東北さくら館指定短期入所事業所：福祉型強化短期入所事業】

1. 利用者の障害支援区分とサービス利用料金	区分1,2 7,590円	区分3 8,320円	区分4 8,970円	区分5 10,340円	区分6 11,720円
内訳					
① 障害支援区分に応じた利用料金	7,510円	8,240円	8,890円	10,260円	11,640円
② 専門的な支援に係る利用料金 ※加算分	80円				
2. 食事に係る自己負担額	朝食：380円、昼食：670円、夕食：400円				
3. 光熱水費に係る自己負担額	330円				

*別途、1の金額に15.9%相当の「福祉・介護職員等処遇改善加算」が加わります。

*「2. 食事に係る自己負担額」は食事摂取した分のみお支払いとなります。

II 【短期入所事業利用の日に他の日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、通所による旧法施設支援）を利用した場合】

1. 利用者の障害支援区分とサービス利用料金	区分1,2 4,210円	区分3 4,910円	区分4 5,670円	区分5 7,780円	区分6 8,520円
内訳					
① 障害支援区分に応じた利用料金	4,130円	4,830円	5,590円	7,700円	8,440円
② 専門的な支援に係る利用料金 ※加算分	80円				
2. 食事に係る自己負担額	朝食：380円、昼食：670円、夕食：400円				
3. 光熱水費に係る自己負担額	330円				

*別途、1の金額に15.9%相当の「福祉・介護職員等処遇改善加算」が加わります。

*「2. 食事に係る自己負担額」は食事摂取した分のみお支払いとなります。

《福祉型短期入所》

【スコア表】に掲げる状態のいずれかに該当する者等が利用していない場合

I 【南東北さくら館指定短期入所事業所：福祉型短期入所事業】

1. 利用者の障害支援区分とサービス利用料金	区分1,2 5,170円	区分3 5,910円	区分4 6,560円	区分5 7,920円	区分6 9,310円
内訳 ① 障害支援区分に応じた利用料金	5,090円	5,830円	6,480円	7,840円	9,230円
② 専門的な支援に係る利用料金 ※加算分	80円				
2. 食事に係る自己負担額	朝食：380円、昼食：670円、夕食：400円				
3. 光熱水費に係る自己負担額	330円				

*別途、1の金額に15.9%相当の「福祉・介護職員等処遇改善加算」が加わります。

*「2. 食事に係る自己負担額」は食事摂取した分のみお支払いとなります。

II 【短期入所事業利用の日に他の日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、通所による旧法施設支援）を利用した場合】

1. 利用者の障害支援区分とサービス利用料金	区分1,2 1,810円	区分3 2,480円	区分4 3,260円	区分5 5,350円	区分6 6,100円
内訳 ① 障害支援区分に応じた利用料金	1,730円	2,400円	3,180円	5,270円	6,020円
② 専門的な支援に係る利用料金 ※加算分	80円				
2. 食事に係る自己負担額	朝食：380円、昼食：670円、夕食：400円				
3. 光熱水費に係る自己負担額	330円				

*別途、1の金額に15.9%相当の「福祉・介護職員等処遇改善加算」が加わります。

*「2. 食事に係る自己負担額」は食事摂取した分のみお支払いとなります。

☆短期入所の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、短期利用加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。ただし、連続して30日を超えて短期入所を利用される場合、30日を超える日以降については算定しません。

短期利用加算	300円（1日あたり）
--------	-------------

- ・常勤換算方法で1以上の看護職員を配置している場合に、常勤看護職員等配置加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

常勤看護職員等配置加算	80円（1日あたり）
-------------	------------

- ☆以下の状態のいずれかに該当する者等に対してサービスを提供する場合に、医療的ケア対応支援加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

【スコア表】

人工呼吸器、気管切開の管理、鼻咽頭エアウェイの管理、酸素療法、吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る）、ネブライザーの管理、経管栄養、中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）、皮下注射、血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む）、継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）、導尿、排便管理、痙攣時における坐薬投入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置

医療的ケア対応支援加算	1,200円（1日あたり）
-------------	---------------

- ☆福祉型短期入所及び福祉型強化短期入所を算定している場合において、区分5若しくは区分6の利用者の数が、当該指定短期入所事業所等の利用者数の100分の50以上である場合に、重度障害児・障害者対応支援換算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

重度障害児・障害者 対応支援加算	300円（1日あたり）
---------------------	-------------

- ☆医療機関との連携により、看護師が当事業所を訪問し、利用者に対して看護を行った場合に、医療連携体制加算（Ⅰ）の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

医療連携体制加算（Ⅰ）	6,000円（1日あたり）
-------------	---------------

- ☆医療機関との連携により、看護師が当事業所を訪問し、2人以上の利用者に対して看護を行った場合に、1回の訪問につき8名を限度とし、医療連携体制加算（Ⅱ）の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

医療連携体制加算（Ⅱ）	3,000円（1日あたり）
-------------	---------------

- ☆利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行った場合に、栄養士配置加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

栄養士配置加算	220円（1日あたり）
---------	-------------

- ☆利用者負担額合計額の管理を行った場合に、利用者負担上限額管理加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

利用者負担上限額管理 加算	1,500円（1月あたり）
------------------	---------------

☆介護を行う者が疾病にかかっていること、その他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日、又は当日に当事業所に対し利用の連絡があった場合に、緊急短期入所受入加算(Ⅰ)の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。原則として7日以内の算定ですが、在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情がある場合には14日を限度に引き続き算定し、金額の一部をお支払いいただきます。

緊急短期入所受入加算(Ⅰ)	2,700円(1日あたり)
---------------	---------------

☆緊急利用者を受入れ、かつ利用定員を上回る利用者に短期入所等を行った場合に10日を限度として算定し、定員超過特例加算の自己負担として下記の金額の一部をお支払いいただきます。

定員超過特例加算	500円(1日あたり)
----------	-------------

※☆印：個別加算、その他は体制加算。

〔サービス利用の取り消し(キャンセル)について〕(契約書第17条)

*利用者が、サービス利用を取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の前日17時までに当事業所までお申し出ください。

*なお、サービス利用日の前日17時までに申し出のない場合、キャンセル料をいただきます。

キャンセル料(食費の実費相当額)	1日あたり	1,450円
------------------	-------	--------

<利用者負担の減免について>

〔食費等実費負担の軽減について〕

低所得(生活保護、低所得1、低所得2)の場合、食費等実費負担の軽減については以下のとおりとなります。

《食事提供体制加算に該当される方》

2. 食事に係る自己負担額	朝食：280円、昼食：370円、夕食：320円
---------------	-------------------------

*「2. 食事に係る自己負担額」は食事摂取した分のみお支払いとなります。

(2)(1)以外のサービス((1)は5頁に記載)

下記①~②のサービスについては、介護給付費等の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、所定の料金をお支払いいただきます。

- ① 特別なサービスの提供とこれに伴う費用
- ② 介護給付費等から支給されない日常生活上の諸費用

(3) 利用料金・費用のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、利用の翌々月1日(金融機関休業日の場合は、その翌営業日)に指定の金融機関口座から自動引き落としさせていただきます。

6. 身元引受人(契約書第9条参照)

身元引受人は、利用者の生活維持又は介護等に関する意見申述を行い、必要に応じて事業者と協議していただきます。

※身元引受人は、連帯保証人を兼ねることができます。

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第7条第9項)

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。

なお、記録の開示等について希望される場合は、所定の手続きをとっていただきます。

*当事業所における記録の項目は次のとおりです。

(1) サービス提供の具体的な内容

(2) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項

(3) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など

(4) 利用者からの苦情の内容

(5) 事故の状況及び事故に際しての対応

◆保存期間は、サービスを提供した日から5年以上です。

◆閲覧・複写ができる窓口業務時間は、毎週月曜日～土曜日 8:30～17:00です。

8. 苦情の受付について(契約書第18条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

[職名] 生活相談員 遠藤 英里

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30～17:00

*個人情報の取り扱いに関する苦情についても、同様の窓口(個人情報相談窓口)で受け付けます。

○苦情解決責任者

氏名 石部 英宣 [職名] 施設長

○第三者委員

* 苦情解決における客観性と社会性を確保するとともに、苦情申出人に対する適切な支援を行うため、法人に第三者の立場に立つ第三者委員を設置しています。

名 前	住所・電話番号・FAX
渡部 弘一	郡山市安積町荒井字萬海24-4 ・ 024-945-5513
山田 京子	郡山市大槻町字原ノ町5-8 ・ 024-961-5422
石田 宏寿	郡山市開成三丁目13-14 ・ 024-932-3031

また、みんなのアイディア箱と対応のご報告を総合南東北福祉センター内に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

郡山市 保健福祉部 障がい福祉課	郡山市朝日一丁目23番7号 Tel 024-924-2381 Fax 024-933-2290
福島県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	福島市渡利字七社宮111番地 Tel・Fax 024-523-2943

9. 緊急時等における対応方法

短期入所のサービス提供を行っているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医または協力医療機関への連絡、身元引受人及び連帯保証人等への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

身元引受人及び連帯保証人等の同意が必要な検査を行う場合、救急外来搬送の際や入院時など、担当医師からの病状説明がある場合は、身元引受人及び連帯保証人等に連絡し、病院へ行っていただくこととなりますので、ご了承ください。

①協力医療機関

医療機関の名称	一般財団法人 脳神経疾患研究所 附属 総合南東北病院
所在地	郡山市八山田七丁目115
連絡先	024-934-5322
連絡手段	事業所の看護職員が必要と判断した場合、医師に電話連絡をする
連携方法	受診・往診・電話
曜日・時間帯	月～土(日・祝日不可)、8:30～17:00(救急外来24時間)

②協力医療機関

医療機関の名称	一般財団法人 脳神経疾患研究所 附属 南東北医療クリニック
所在地	郡山市八山田七丁目161
連絡先	024-934-5432
連絡手段	事業所の看護職員が必要と判断した場合、医師に電話連絡をする
連携方法	受診・往診・電話
曜日・時間帯	月～土(日・祝日不可)、8:30～17:00

10. 非常災害対策

非常災害に備えて必要な設備を設け、施設のおかれた状況により、火災・風水害・地震その他の災害時の態様に応じ、防災・避難に関する計画書を作成します。

非常災害に備え、年に2回は避難救出訓練を行い、2か月に1回は防災設備訓練を行います。

施設は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られよう連携に努めます。

11. 事故発生時の対応（契約書第10条参照）

サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村及び利用者の身元引受人及び連帯保証人等に連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

損害賠償保険	「介護保険・社会福祉事業者総合保険」（あいおい損害保険株式会社）
--------	----------------------------------

12. 身体拘束の禁止（契約書第7条第5項参照）

サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

(1) やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

(2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について生活支援員その他の従業者に周知徹底を図ります。

(3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

(4) 生活支援員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施します。

13. 虐待の防止のための措置（契約書第7条6項参照）

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともにその結果について、担当職員に周知徹底を図ります。

(2) 虐待防止のための指針を整備します。

(3) 担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的を開催します。

(4) 前第1号から第4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(5) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

○虐待防止に関する責任者

氏名 石部 英宣 [職名] 施設長

(6) 成年後見制度の利用を支援します。

(7) 苦情解決体制を整備しています。

(8) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(9) 利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに虐待を受けている恐れがあった場合にはただちに防止策を講じ市区町村へ報告します。

14. ハラスメント防止のための措置（契約書第 15 条参照）

事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越感的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

15. 業務継続計画の策定等（契約書第 16 条参照）

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとしてします。

16. 感染症の予防及びまん延防止のための措置（契約書第 7 条 7 項参照）

事業所は、感染症の予防及びまん延防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を年 4 回以上開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 担当職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

17. 合意裁判管轄について（契約書第 20 条参照）

サービスの利用により生ずる権利義務に関する訴訟については、社会福祉法人南東北福祉事業団の住所を管轄する福島地方裁判所郡山支部とさせていただきます。

※この重要事項説明書は社会福祉法第 76 条及び第 77 条に基づく、厚生労働省令第 171,172 号（平成 18 年 9 月 29 日）の規定により、利用申込者又はその身元引受人及び連帯保証人等への重要事項説明のために作成したものです。